

## 秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱

(令和3年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野産農畜産物の積極的なPR及び農業者と市民との交流促進を図るとともに、秦野市都市農業振興計画に掲げる市民と流通業者とが一体となった産地ブランドの構築による「秦野版地産地消」を推進するため、農業者による農家レストランの設置を認定することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「農家レストラン」とは、農業者が自ら生産し、又は本市において生産された農畜産物又はその加工品を主たる材料として調理し、不特定多数の者に対して提供する施設をいう。

(設置の認定)

第3条 農家レストランの設置の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、あらかじめ、その農家レストランを設置しようとする土地の所有者から土地所有者等使用同意書（第1号様式）により、隣接土地所有者及び農家レストランの運営の妨げとなる権利を有する者から隣接土地所有者等使用同意書（第2号様式）により設置の同意を得るものとする。ただし、自らが所有する土地に設置しようとするときは、土地所有者等使用同意書による同意は要しない。

2 認定を受けようとする者は、農家レストラン設置認定申請書（第3号様式）に農家レストラン事業計画書（第4号様式）及び関係書類を添えて提出するものとする。

3 前項の規定による提出があったときは、別表に掲げる要件に基づいてその内容を審査し、農家レストラン認定（不認定）通知書（第5号様式）により認定の可否を通知する。

4 前項の認定をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

5 第3項の規定にかかわらず、秦野市暴力団排除条例（平成24年秦野市条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者による申請は、認定しない。

(事業計画の変更)

第4条 前条第3項の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）

は、その認定を受けた農家レストランの事業計画の変更をしようとするときは、農家レストラン事業計画変更申請書（第6号様式）に変更後の計画を記載した農家レストラン事業計画書及び関係書類を添えて提出するものとする。この場合において、その手続については、同条（第2項を除く。）の規定を準用する。

2 前項後段の場合において、事業計画の変更に係る認定の可否は、農家レストラン事業計画変更認定（不認定）通知書（第7号様式）により通知する。

（事業の実施）

第5条 認定者は、その認定に係る事業の全部又は一部を自ら実施することとし、第三者に事業の全てを委託し、又は委任しないものとする。

（施設の維持管理）

第6条 認定者は、農家レストランについて適正に維持管理するとともに、給水、排水、換気等衛生上必要な処置をとるものとする。

2 認定者は、その認定を受けた農家レストランに係る苦情又は紛争について、誠意をもって解決に当たるものとする。

（実績報告）

第7条 認定者は、その認定を受けた農家レストランの毎年1月1日から12月31日までの実績について、翌年の3月31日までに農家レストラン実績報告書（第8号様式）により報告するものとする。

（運営状況の確認）

第8条 農家レストランの運営状況について確認が必要と認めるときは、認定者に対して、その農家レストランの帳簿その他の書類の提出を求める。

（認定の取消し等）

第9条 認定者が第3条第4項の規定により付した条件又は第4条から第7条までの規定のいずれかに違反して運営を継続したときは、その認定を取り消す。ただし、災害、天候不順等認定者の責めに帰さない理由による場合を除く。

2 認定者は、農家レストランを廃業したときは、速やかに農家レストラン廃業届（第9号様式）を提出するものとする。

3 認定者は、認定を受けた農家レストランが第1項本文の規定により認定を取り消され、又は農家レストランを廃業したときは、関係法令に基づいてその土地を適正に利用するものとする。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

項 目	要 件
1 申請者	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2の規定により作成された「農地台帳」に記載されている市内在住の個人であつて、農地を所有しているもの又は農地を借りているもの及びそれらの世帯員</li><li>(2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人</li><li>(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第20条の規定により利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を受けた者</li><li>(4) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第60条の規定による認可を受けた農業協同組合</li></ul>
2 申請地	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内における同法第3条に規定する農用地等である場合は、認定を受けようとする農家レストランが農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第1条第3号に掲げる施設に該当し、農業用施設と認められる見込みがあること。この場合において、建物は、縁辺部に設置するよう努めるものとする。</li><li>(2) 農地法第2条に規定する農地である場合は、転用の見込みがあること（その農地が生産緑地である場合を除く。）。</li></ul>

	<p>(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化調整区域である場合は、秦野市観光資源の有効な利用上必要な建築物等に係る「都市計画法第34条第2号」の運用基準（令和3年4月1日施行）に適合していること（同法第29条第1項、第42条第1項ただし書及び第43条第1項の規定による許可を要しない場合を除く。）。</p>
3 営業内容	<p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 農畜産物又はその加工品を材料として調理されたものを不特定多数の者に提供すること。</p> <p>(2) 仕入れた材料のうち、自らが生産し、又は本市内において生産された農畜産物及びその加工品の割合が量的又は金額的に5割以上を占めていること。</p>
4 施設	<p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 既存の建物を用途変更する場合を除き、農家レストランの敷地面積が1,000平方メートル以下であること。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物は、延べ床面積が200平方メートル以下の平家建であること（既存の建物を用途変更する場合は、農家レストランとして使用する部分の延べ床面積が200平方メートル以下とし、平屋建に限らない。）。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 周囲の景観と調和するように配慮されていること。</p> <p>(4) 給水の水源は、原則として水道水によるものとし、やむを得ず井戸水とする場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による基準を満たす水質であること。</p> <p>(5) 下水道供用開始区域外において排水を浄化槽で対応する場合は、適正に放流先が確保されていること。</p>

(6) 施設の規模等に見合った適正な台数の駐車場を確保すること。

第1号様式（第3条関係）

土地所有者等使用同意書

年 月 日

（宛先）

秦野市長

土地所有者（権利者）（※）

住 所

氏 名

実印

電話番号

（※）印鑑証明書を添付してください。

農家レストラン設置認定申請者（ ）が実施（変更）する事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

また、同意の前提として、年 月 日に事業計画の説明を受け、その内容を確認しました。

1 農家レストラン認定（変更）申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名

2 所在地

3 土地使用の承諾期間

年 月 日～ 年 月 日

4 土地の一覧

所在及び地番	地目	面積	摘要

※所有権以外の権利を有する者の土地がある場合は、摘要欄に権利の種類を明記してください。

第2号様式（第3条関係）

隣接土地所有者等使用同意書

年 月 日

（宛先）

秦野市長

隣接土地所有者・耕作者（※）

住 所

氏 名

電話番号

（※）署名又は記名押印してください。

農家レストラン設置認定申請者（ ）が実施  
（変更）する事業について同意します。

また、同意の前提として、 年 月 日に事業計画の説明を受け、  
その内容を確認しました。

1 農家レストラン認定（変更）申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名

2 所在地

3 隣接する土地の一覧

所在及び地番	地目	面積	摘要

第3号様式（第3条関係）

農家レストラン設置認定申請書

年 月 日

（宛先）  
秦野市長

申請者（※）

住所

氏名

担当者名

連絡先電話番号

（※）署名又は記名押印してください。

農家レストランの設置について認定を受けたいので、秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱第3条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

添付書類

- 1 土地所有者等使用同意書（第1号様式）
- 2 隣接土地所有者等同意書（第2号様式）
- 3 農家レストラン事業計画書（第4号様式）
- 4 秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱別表に規定する申請者の要件を満たしていることを証する書類の写し
- 5 運転免許証その他公的機関が発行した本人確認書類の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- 6 農家レストランの位置図並びに付近の見取図、平面図、立面図及び排水系統図
- 7 農家レストラン計画地の登記事項証明書及び公図の写し（建築物を新築する場合その他事業の実施により周辺の土地に影響がある場合）
- 8 水質検査結果書（水道水以外の水を使用する場合）
- 9 提供予定メニュー
- 10 その他（ )



第4号様式（第3条関係）

農家レストラン事業計画書

1 施設の概要

レストラン名称 (仮称)				
所在地	秦野市			
申請地面積	m <sup>2</sup>	レストラン敷地面積	m <sup>2</sup>	
申請地地番	土地の表示 (字名及び地番)	地目	面積	所有者以外の 権利種類
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
	合計	筆	m <sup>2</sup>	—
工期	着工予定日	年	月	日
	完了予定日	年	月	日
	開設予定日	年	月	日
駐車場台数	大型	台分	乗用車	台分
営業時間	午前	時から	午後	時まで
			休日	

2 年間計画（使用する農産物）

(1) 自己生産物及び市内生産物

	使用品目	仕入先	仕入量	仕入額
主要 農畜 産物		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
その他		自己・市内		
合計			①	②

(2) (1)以外のもの（市外で生産されたもの）

仕入量	仕入額
③	④

(3) 材料使用割合

自己生産物及び市内生産物の使用割合(量) 【①/(①+③)】	⑤	%
自己生産物及び市内生産物の使用割合(金額) 【②/(②+④)】	⑥	%

※⑤又は⑥が50%以上となること

秦野市指令第 号  
年 月 日

様

秦野市長

農家レストラン認定（不認定）通知書

年 月 日付けで認定の申請がありました農家レストランの設置については、次のとおり決定しましたので、秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱第3条第3項の規定により認定します。

次のとおり認定します。

レストラン名称			
所在地	秦野市		
事業区域面積	㎡	レストラン敷地面積	㎡
駐車場台数	大型	台分、乗用車	台分
営業時間	午前	時から午後	時まで
認定の条件			
・ 秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱別表に掲げる要件に適合した運営をすること。			
・ 関係法令を遵守すること			

次の理由により認定しません。

（理由： ）

第6号様式（第4条関係）

農家レストラン事業計画変更申請書

年 月 日

（宛先）  
秦野市長

申請者（※）

住所

氏名

（※）署名又は記名押印してください。

担当者名

連絡先電話番号

農家レストランの事業計画を変更したいので、秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱第4条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

1 変更する内容

項目	変更前	変更後

2 添付書類（変更する項目に関する書類のみ提出）

- (1) 土地所有者等使用同意書（第1号様式）
- (2) 隣接土地所有者等同意書（第2号様式）
- (3) 農家レストラン事業計画書（第3号様式）
- (4) 秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱別表に規定する申請者の要件を満たしていることを証する書類の写し
- (5) 運転免許証その他公的機関が発行した本人確認書類の写し（法人の場合にあつては、登記事項証明書）
- (6) 農家レストランの位置図並びに付近の見取図、平面図、立面図及び排水系統図
- (7) 農家レストラン計画地の登記事項証明書及び公図の写し（建築物を新築する場合その他事業の実施により周辺の土地に影響がある場合）
- (8) 水質検査結果書（水道水以外の水を使用する場合のみ）
- (9) 提供予定メニュー
- (10) その他（ ）

様

秦野市長

農家レストラン事業計画変更認定（不認定）通知書

年 月 日付けで変更の申請があった、農家レストランの事業計画について、次のとおり決定しましたので、秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱第4条第2項の規定により通知します。

次のとおり認定します。

レストラン名称			
所在地	秦野市		
事業区域面積	㎡	レストラン敷地面積	㎡
駐車場台数	大型 台分、乗用車	台分	
営業時間	時から	時まで	
認定の条件	・関係法令を遵守すること		

次の理由により認定しません。

（理由： )

第8号様式（第7条関係）

農家レストラン実績報告書

年 月 日

（宛先）  
 秦野市長

申請者（※）

住所

氏名

（※）署名又は記名押印してください。

担当者名

連絡先電話番号

秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱第7条の規定により、事業の実績を報告します。

1 報告対象期間 年 月 日～ 年 月 日

2 年間実績(使用した農産物)

(1) 自己生産物及び市内生産物

	使用品目	仕入先	仕入量	仕入額
主要農畜産物		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
その他		自己・市内		
合計			①	②

(2) (1)以外のもの(市外で生産されたもの)

仕入量	仕入額
③	④

(3) 材料使用割合

自己生産物及び市内生産物の使用割合(量) 【①/(①+③)】	⑤	%
自己生産物及び市内生産物の使用割合(金額) 【②/(②+④)】	⑥	%

3 添付資料

提供している商品のメニュー

第9号様式（第9条関係）

農家レストラン廃業届

年 月 日

（宛先）

秦野市長

申請者（※）

住所

氏名

（※）署名又は記名押印してください。

担当者名

連絡先電話番号

農家レストランを廃業しましたので、秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱第9条第2項の規定により届け出ます。

レストラン名称	
所在地	秦野市
廃業年月日	年 月 日
廃業の理由	